

第2次木津川市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画（案）に対する意見募集結果（提出意見及び市の考え方）

1. 公表期間：令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）

2. 計画（案）に対する意見の提出結果： 1人（6件）

3. 提出された意見及び市の考え方

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
1	意見	P1 1 策定の背景と目的	冒頭にある住生活基本法は、「住生活の安定の確保及び向上」を基本目的にしながら、肝心の居住者、国民の権利がまったく登場しない、きわめて不十分なものです。本来、住まいは生活の基本であり、憲法25条が保障する生存権の土台です。国民の「適切な住まいに住む権利」を本計画にも明記し、計画の基本とすべきです。	本計画（案）は、市営住宅を効率的かつ適正に維持管理するための計画をまとめたものであります。憲法の趣旨に基づき行政運営を行うことは当然ではありますが、憲法で保障されている権利の記載は不要と考えます。	—
2	意見	P13 2 入居者の状況	現在の入居者の状況は、単身世帯が最も多く、65歳以上の住人がいる世帯が、下川原団地以外のすべてで50%を超えていて、高齢者の単独世帯が多いことから団地のコミュニティづくりを継承していくことなどが困難になっています。そのことからも、若い人、子育て世帯が入居できる市営住宅に建て替える抜本的な見直しが必要です。	本計画（案）P39「2 基本目標」の目標3において、「高齢者や小規模世帯、子育て世帯にも適した市営住宅の確保」と掲げ整備を行うこととしています。	—
3	意見		法制度の改悪により、月収15万8千円以下などのごく限られた低所得者しか入居できない仕組みになっています。そこで老朽化した市営住宅の建て替えを含む供給を増やすとともに、UR賃貸住宅の空き家を借り上げて市営住宅にするなどの供給方式の活用により、市営住宅を増やす努力が必要です。	本計画（案）のP45(3)でも触れていますが、P35に記載したセーフティネット登録住宅を活用することで、低額所得者等の入居が可能となります。	—
4	要望	P65 2 改善事業の実施内容	公営住宅法の改悪で引き下げられた、現行の月収15万8千円の入居収入基準を、まずは引き下げ前の月収20万円に戻すよう国に求めるとともに、市の施策として子育て世代や単身者が入居しやすいようにします。収入が増えた入居者を「収入超過者」として、強制的に追い出すことやめます。	入居収入基準の件につきましては、ご意見として頂戴します。	—
5	意見		(1)居住性向上型、(2)福祉対応型、(3)安全確保型、については、実施内容がすべて予定なしとなっています。これを見直し、それぞれで住みやすい改善を計画し、入居者にとって住みやすいものにすべきです。	入居者等から個々の要望等がありましたら、状況をみながら個別に対応します。	—
6	意見	P71 (1) 長寿命化型改善事業のライフサイクルコストの縮減効果の算出 1) 公営住宅	1) 公営住宅の表から 山城地域の4団地すべてが、実施時期は未定としながらも用途廃止とする計画になっています。これでは低所得の子育て世帯や若い方が入居する市営住宅を確保できることになります。山城地域の人口減を抑える1つとして子育て世帯などが入りやすい市営住宅を確保する必要があります。	本計画（案）P57のとおり、府営住宅の立地状況も踏まえ、現在の15団地を5団地に集約する計画です。なお、山城地域には、50戸の府営住宅があります。	—